

令和8年6月現在

# まちづくり支援制度のご案内

令和8年度



登米市

# 目 次

1	登米市の協働のまちづくり	1
---	--------------	---

## 2 登米市の支援制度について

※予算に到達次第、受付を終了する支援事業もありますので、詳細は担当課までお問い合わせください。

(1)	地域活動全般	2
-----	--------	---

- ・集会施設整備事業補助金
- ・若者まちづくり事業補助金
- ・地域協働まちづくり事業補助金
- ・コミュニティ助成事業（宝くじ助成事業）

(2)	防犯・防災	5
-----	-------	---

- ・地域集会施設耐震診断助成事業
- ・地域集会施設耐震改修工事助成事業

(3)	福祉	6
-----	----	---

- ・登米市敬老行事補助金
- ・登米市老人クラブ補助金

(4)	環境	7
-----	----	---

- ・ごみ集積所設置費補助金
- ・資源ごみ回収報奨金
- ・浄化槽等設置整備事業費補助金
- ・浄化槽転換等資金融資あっせん制度
- ・再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金

(5)	住まい	9
-----	-----	---

- ・魅せる登米材活用促進事業

3	庁舎等案内	10
---	-------	----

# 1 登米市の協働のまちづくり

登米市では、平成 24 年 3 月に登米市まちづくり基本条例を制定し、協働による登米市の持続的な発展を目指した取り組みを推進しています。

この「まちづくり支援制度のご案内」は、市民活動や地域のまちづくり活動を行う中で活用していただける本市の支援制度を取りまとめたものです。防災、福祉、環境など、分野ごとに掲載しておりますので、まちづくり活動の様々な場面で本書をご活用いただくと幸いです。



## 2 登米市の支援制度について

### (1) 地域活動全般

名 称	集会施設整備事業補助金
対 象	自治組織等（自治会、行政区、町内会等）
内 容	自治組織等の自治意識の高揚と生活環境の改善及び自主的・主体的地域づくりを促進するため、集会施設の建設費
補 助 金 額	<p>1 建設事業 建設事業費の2分の1以内の額（1,000円未満は切り捨てた額）とし、上限額は1,000万円</p> <p>2 改修事業 修繕、模様替え及び増築に要する費用の2分の1以内の額（1,000円未満は切り捨てた額）とし、上限額は250万円</p> <p>3 備品購入事業 集会施設で使用するテーブルやイス、暖房機などの購入に要する費用の2分の1以内の額（1,000円未満は切り捨てた額）とし、上限額は50万円</p> <p>4 災害復旧 ※建設又は改修により「現状に復す事業」に限る</p> <p>(1) 建設事業 建設事業費の4分の3以内の額（1,000円未満は切り捨てた額）とし、上限額は1,500万円</p> <p>(2) 改修事業 修繕に要する費用の4分の3以内の額（1,000円未満は切り捨てた額）とし、上限額は375万円</p> <p>(3) 備品購入事業 集会施設で使用するテーブルやイス、暖房機などの購入に要する費用の4分の3以内の額（1,000円未満は切り捨てた額）とし、上限額は75万円</p>
募 集 期 間	令和8年度分は募集終了 令和9年度事業に係る要望は令和8年9月30日まで
問 い 合 せ	市民協働課
電 話 番 号	0220-22-2173
ページへの行き方	登米市 HP >> 市政情報 >> まちづくり・環境 >> 市の取り組み >> 市民協働・市民活動 >> 集会施設整備事業補助金

名 称	若者まちづくり事業補助金
対 象	市民活動団体等
内 容	将来を担う若者が主体となって取り組む自主的・自発的なまちづくり活動を支援するとともに、協働のまちづくりの担い手の人材育成とまちづくり活動の活性化を図るため、市内の魅力の発掘・向上に取り組む事業又は若者の交流の場を創出する事業並びに当該事業の実施につながる研修会及び勉強会に対し、補助金を交付するもの。
補 助 金 額	補助金限度額は、1事業に対して10万円。補助率は交付対象経費の10分の10以内
募 集 期 間	令和8年度事業は令和8年5月29日まで
問 い 合 せ	市民協働課
電 話 番 号	0220-22-2173
ページへの行き方	登米市HP ≫ 市政情報 ≫ まちづくり・環境 ≫ 市の取り組み ≫ 市民協働・市民活動 ≫ 若者まちづくり事業補助金

名 称	地域協働まちづくり事業補助金
対 象	コミュニティ組織、市民活動団体等
内 容	協働のまちづくりを推進するため、地域の活性化に向けた市民の自主的な活動及び公益的な活動に要する経費に対し、補助金を交付するもの
補 助 金 額	補助金限度額は、1事業に対して50万円。補助率は1年目が交付対象経費の2分の1以内、2年目が3分の1以内
募 集 期 間	令和8年度事業分は募集終了 令和9年度事業に係る要望は令和8年9月30日まで
問 い 合 せ	市民協働課
電 話 番 号	0220-22-2173
ページへの行き方	登米市HP ≫ 市政情報 ≫ まちづくり・環境 ≫ 市の取り組み ≫ 市民協働・市民活動 ≫ 登米市地域協働まちづくり事業

名 称	コミュニティ助成事業（宝くじ助成事業）
対 象	自治会、町内会、コミュニティ組織等
内 容	コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備などに助成し、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する事業
補 助 金 額	1 一般コミュニティ助成事業 100万円から250万円以内の額（10万円未満を切り捨てた額） 2 コミュニティセンター助成事業 対象となる事業費の5分の3以内に相当する額（10万円未満を切り捨てた額）とし、上限額は1,500万円
募 集 期 間	令和8年度分は募集終了 令和9年度事業に係る要望は8月中旬～9月中旬を予定
問 い 合 せ	市民協働課
電 話 番 号	0220-22-2173
ページへの行き方	登米市 HP ≫ 市政情報 ≫ まちづくり・環境 ≫ 市の取り組み ≫ 市民協働・市民活動 ≫ 令和7年度コミュニティ助成（宝くじ助成）事業

## (2) 防犯・防災

名 称	地域集会施設耐震診断助成事業
対 象	昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日以前に着工された平屋から 3 階建てまでの木造の地域集会施設
内 容	耐震診断費用の一部を補助します。詳細は下記 HP よりご確認ください。
補 助 金 額	耐震診断費用の 66.66%（上限 165,600 円）
募 集 期 間	令和 8 年度事業は令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 11 月 27 日まで
問 い 合 せ	建築営繕課
電 話 番 号	0220-34-2318
ページへの行き方	登米市 HP ≫ くらしの情報 ≫ 防災・安全 ≫ 防災 ≫ 地震対策事業について

名 称	地域集会施設耐震改修工事助成事業
対 象	耐震診断を受け、耐震改修工事が必要と診断された地域集会施設
内 容	耐震改修工事等の費用の一部を補助します。
補 助 金 額	耐震改修工事費用の 66.66%（上限 666,000 円）
募 集 期 間	随時相談を受付けています。（詳細については、下記担当課までお問い合わせください。）
問 い 合 せ	建築営繕課
電 話 番 号	0220-34-2318
ページへの行き方	登米市 HP ≫ くらしの情報 ≫ 防災・安全 ≫ 防災 ≫ 地震対策事業について



### (3) 福祉

名 称	登米市敬老行事補助金
対 象	町内会・自治会など地域の敬老行事を主催する団体
内 容	町内会、自治会などが実施する敬老会の開催または敬老会の開催に替えて行う祝品の贈呈に要する経費の一部を補助
補 助 金 額	申請日時時点で、その地区等に住所を有し、当該年度中に77歳以上となる高齢者を補助金の対象者としており、補助金額は以下のとおり ①敬老会の開催の場合、対象者の人数に2,000円を乗じた額 ②敬老会の開催に替えて行う祝品の贈呈の場合、対象者の人数に1,000円を乗じた額
募 集 期 間	通年
問 い 合 せ	長寿介護課
電 話 番 号	0220-58-5551
ページへの行き方	登米市HP ≫ くらしの情報 ≫ 福祉・介護 ≫ 高齢者福祉 ≫ 高齢者支援 ≫ 敬老行事補助金について

名 称	登米市老人クラブ補助金
対 象	単位クラブ…次のいずれにも該当し、継続的に活動を行うことが出来る団体 1 行政区又はそれに準ずる規模の地域を活動の基盤とし、当該地域の60歳以上の者で組織する団体 2 高齢者の健康増進及び生きがいの高揚を図ることを目的に活動する団体
内 容	地域で活動する老人クラブに対し、高齢者の福祉を増進するため、補助金を交付し、その活動を支援するもの。
補 助 金 額	補助金の額（年額）は会員数に応じて以下のとおりとなります。 10人から29人：35,000円 30人から40人：45,000円 41人から60人：55,000円 61人以上：60,000円
募 集 期 間	通年（予算に到達次第、終了となります。）
問 い 合 せ	長寿介護課
電 話 番 号	0220-58-5551
ページへの行き方	登米市HP ≫ くらしの情報 ≫ 福祉・介護 ≫ 高齢者福祉 ≫ 高齢者支援 ≫ 老人クラブ補助金について

## (4) 環境

名 称	ごみ集積所設置費補助金
対 象	市内の自治会、町内会、行政区等
内 容	環境美化意識の向上と生活ごみの計画的・効率的な収集の観点から、行政区等が清潔保持に留意し、日常の管理を行うごみ集積所の設置に対し補助金を交付する事業
補 助 金 額	設置金額の2分の1以内（限度額9万円）
募 集 期 間	通年（予算に到達次第、終了となります。）
問 い 合 せ	廃棄物対策課
電 話 番 号	0225-98-4372
ページへの行き方	登米市HP ≫ くらしの情報 ≫ 住まい・生活環境 ≫ ごみ・リサイクル ≫ 補助・助成 ≫ ごみ集積所設置費補助金の交付について

名 称	資源ごみ回収報奨金
対 象	団体、児童、生徒若しくは、その保護者で構成される団体、又は地域環境保全活動に取り組む団体
内 容	資源の再利活用を促進し、ごみの減量と限りある資源に対する市民意識の高揚が図られるよう、資源ごみ回収を計画的に実施する団体に報奨金を交付する事業
補 助 金 額	資源ごみ回収業者等への資源ごみ売却代金の10%の額
募 集 期 間	通年（予算に到達次第、終了となります。）
問 い 合 せ	廃棄物対策課
電 話 番 号	0225-98-4372
ページへの行き方	登米市HP ≫ くらしの情報 ≫ 住まい・生活環境 ≫ ごみ・リサイクル ≫ 補助・助成 ≫ 資源ごみ回収団体への報奨金交付について

名 称	浄化槽等設置整備事業費補助金
対 象	<p>公共下水道事業や農業集落排水事業の対象区域外で、一般住宅または店舗付住宅に浄化槽を設置する個人の方</p> <p>※下記に該当する場合は補助金を交付されません。</p> <p>①一般住宅または店舗付き住宅以外の建物に浄化槽を設置する場合</p> <p>②販売、賃貸借等営利を目的にした住宅に浄化槽を設置する場合</p> <p>③既存の合併浄化槽を更新する場合</p> <p>④高度処理浄化槽設置区域に高度処理型浄化槽以外の浄化槽を設置する場合</p> <p>※居住区域によって「高度処理型浄化槽」の設置が補助の条件となります。</p>
内 容	生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する観点から公共下水道事業や農業集落排水事業の対象区域外で、一般住宅または店舗付住宅に浄化槽を設置する個人の方に補助金を交付する事業
補 助 金 額	<p>(1) 浄化槽の設置に対する補助</p> <p>1) 浄化槽補助金の上限額 5人槽 581,000円、6～7人槽 724,000円、8～10人槽 959,000円、11～20人槽 1,643,000円</p> <p>2) 高度処理型浄化槽補助金の上限額 5人槽 630,000円、6～7人槽 808,000円、8～10人槽 1,023,000円、11～20人槽 1,911,000円</p> <p>(2) 宅内排水整備工事に対する補助</p> <p>1) 主たる管渠工事 30mを超える区間に係る工事費に1m当たり5,000円</p> <p>2) 蒸発拡散装置設置工事 対象工事費の2分の1以内の額</p> <p>※宅内排水整備工事に対する補助の上限額は、上記の1) 主たる管渠工事と2) 蒸発拡散装置設置工事を合わせて30万円となります。</p>
募 集 期 間	令和8年度事業は令和8年4月1日から令和8年11月30日まで (予算に到達次第、終了となります。)
問 い 合 せ	廃棄物対策課
電 話 番 号	0225-98-4372
ページへの行き方	登米市HP ≫ くらしの情報 ≫ 住まい・生活環境 ≫ 環境・し尿・浄化槽 ≫ し尿・浄化槽 ≫ 浄化槽設置整備支援事業について

名 称	浄化槽転換等資金融資あっせん制度
対 象	公共下水道事業や農業集落排水事業の対象区域外で、一般住宅または店舗付住宅の単独浄化槽を廃止またはくみ取り便所を水洗便所に改造して合併浄化槽を設置しようとする個人の方 ※新築住宅、建築確認申請が必要となる改築、販売・賃貸借等営利を目的にした住宅は対象外です。
内 容	生活環境の保全及び公衆衛生の向上に資する観点から公共下水道事業や農業集落排水事業の対象区域外で、一般住宅または店舗付住宅の単独浄化槽を廃止またはくみ取り便所を水洗便所に改造して合併浄化槽を設置する個人の方の負担軽減のため、市と利子補給等の契約を締結した金融機関への融資あっせん融資に対する利子を給付する事業 (融資限度額 120 万円、60 ケ月以内の元金均等償還)
補 助 金 額	融資に対する利子の額
募 集 期 間	通年
問 い 合 せ	廃棄物対策課
電 話 番 号	0225-98-4372
ページへの行き方	登米市 HP ≫ くらしの情報 ≫ 住まい・生活環境 ≫ 環境・し尿・浄化槽 ≫ し尿・浄化槽 ≫ 浄化槽転換等資金融資あっせん制度について

名 称	再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金
対 象	下記のいずれにも該当する、ペレット又は薪などを燃料として使用する暖房機及びボイラーを自宅や事業所等に導入する方。 1 市内に住所を有し、居住している個人又は市内に事業所若しくは事務所を有する事業者 2 交付決定日以降に補助対象機器の設置を行う方又は引渡しを受ける方 3 すべての市税に未納がない方 4 当該補助金の交付をこれまでに受けていない方
内 容	再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化防止のためのカーボンニュートラル実現に資することを目的に、木質バイオマス燃焼機器を設置する市民又は事業者の方に、補助金を交付する事業
補 助 金 額	補助対象経費の 1 / 3 または 10 万円のいずれか低い額
募 集 期 間	令和 8 年度事業は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 10 日まで (予算に到達次第、終了となります。)
問 い 合 せ	環境課
電 話 番 号	0220-58-5553
ページへの行き方	登米市 HP ≫ 市政情報 ≫ まちづくり・環境 ≫ 登米市の環境 ≫ 補助・助成 ≫ 再生可能エネルギー設備導入支援事業補助金について

## (5) 住まい

名 称	森林を活かす木造建築支援事業
対 象	市内に市内産木材を使用した住宅等の新築、増築、改築、購入または改修をする方
内 容	市内産木材の需要拡大を図るため、市内産木材を3立方メートル以上（新築又は購入にあたっては、5立方メートル以上）使用し、市内で住宅等を新築等する場合に、予算の範囲内で補助金の交付を行うもので、登米市産認証木材の活用などにより各種加算があります。
補 助 金 額	<p>1 市内産木材使用量 新築、増築、改築、購入（新築の住宅等に限る）又は改修の場合 市内産木材の使用材積1立方メートル当たり30,000円以内（1,000円未満切捨て）とし、1戸当たり45万円を上限。</p> <p>2 登米材使用加算 登米材（市内産木材のうち、国際的な森林認証制度による認証を受けた森林から伐採された木材）の使用材積1立方メートル当たり5,000円（1,000円未満切捨て）。1戸当たり10万円を上限。</p> <p>3 市内産羽目板（無垢）・市内産床材（無垢フローリング）使用加算（杉材） 杉材の市内産羽目板（無垢）及び杉材の市内産床材（無垢フローリング）の施工面積1平方メートル当たり1,000円以内（1,000円未満切捨て）。1戸当たり5万円を上限。</p> <p>4 市内産羽目板（無垢）・市内産床材（無垢フローリング）使用加算（広葉樹） 広葉樹の市内産羽目板（無垢）及び広葉樹の市内産床材（無垢フローリング）の施工面積1平方メートル当たり4,000円以内（1,000円未満切捨て）。1戸当たり15万円を上限。</p> <p>5 市内製材所活用加算 使用する木材のうち市内産木材を50パーセント以上、市内の製材所から購入した住宅等1戸当たり15万円</p>
募 集 期 間	建築完了日から起算して12か月以内
問 い 合 せ	農林振興課
電 話 番 号	0220-34-2709
ページへの行き方	登米市HP ≫ 市政情報 ≫ 農業・林業 ≫ 補助事業 ≫ 登米市森林を活かす木造建築支援事業のお知らせ（令和8年度）

### 3 庁舎等案内

<迫庁舎> 所在地：登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

	名 称	所在地	電話番号
1	総務部		
	(1) 市長公室	迫庁舎 2階	0220-22-2090
	(2) 政策推進室		0220-23-7353
	(3) 人事課		0220-22-2145
	(4) 総務課		0220-22-2091
	(5) 防災危機対策室		0220-23-7393
(6) 税務課	迫庁舎 1階	課税内容 0220-22-2163 納税相談 0220-22-2169	
2	まちづくり推進部		
	(1) まちづくり推進課	迫庁舎 2階	0220-22-2147 (ふるさと定住係) 0220-23-7331
	(2) DX推進室		0220-23-7367
	(3) 市民協働課		0220-22-2173
	(4) 財政経営課		0220-22-2159
3	議会事務局	迫庁舎 3階	0220-22-1913
4	選挙管理委員会事務局		0220-22-2198
5	監査委員事務局		0220-22-2199
6	会計課	迫庁舎 1階	0220-22-2175
7	契約検査室		0220-22-2097

<中田庁舎> 所在地：登米市中田町上沼字西桜場 18 番地

	名 称	所在地	電話番号
1	産業経済部		
	(1) 産業総務課	中田庁舎 2 階	0220-34-2716
	(2) 農政課		0220-34-2713
	(3) 農林振興課		0220-34-2709
	(4) 地域ビジネス支援課		0220-34-2706
(5) 観光物産戦略課	0220-34-2759		
2	建設部		
	(1) 建設総務課	中田庁舎 1 階	0220-34-2365
	(2) 道路課		0220-34-2315
	(3) 住宅都市整備課		0220-34-2316
(4) 建築営繕課	0220-34-2318		
3	教育部		
	(1) 教育総務課	中田庁舎 3 階	0220-34-2670
	(2) 学校教育課		0220-34-2679
	(3) 生き生き学校支援室		0220-34-2546
	(4) 学校再編推進室		0220-34-2679
	(5) 生涯学習課		0220-34-2698
	(6) 文化財文化振興課		0220-34-2332
	(7) 歴史博物館	迫町佐沼字内町 63 番地 20	0220-21-5411
	(8) 登米懐古館	登米町寺池桜小路 72 番地 6	0220-52-3578
	(9) 視聴覚センター	迫町佐沼字袋向 150 番地 1	0220-22-5219
	(10) 教育支援センター		0220-22-8029
	(11) 迫図書館 白鳥ライブラリー・爽陽	迫町佐沼字上舟丁 20 番地 1	0220-22-9820
	(12) 登米図書館	登米町寺池目子待井 391 番地 (登米公民館内)	0220-52-5330
	(13) 中田生涯学習センター	中田町上沼字館 43 番地	0220-34-8081
	(14) 石ノ森章太郎ふるさと記念館	中田町石森字町 132 番地	0220-35-1099
	(15) 北部学校給食センター	中田町石森字蓬田 315 番地 2	0220-34-2140
	(16) 南部学校給食センター	豊里町大櫛 65 番地 1	0225-76-3343
	(17) 東部東和学校給食センター	東和町米谷字細野 35 番地	0220-42-2102
	(18) 西部学校給食センター	南方町新高石浦 153 番地	0220-58-2388
	(19) 東部津山学校給食センター	津山町柳津字黄牛比良 1 番地 5	0225-68-2259
	(20) 新田幼稚園	迫町新田字山崎 259 番地 4	0220-28-2222
	(21) 北方幼稚園	迫町北方字富永 109 番地 2	0220-22-7635
	(22) 中田幼稚園	中田町宝江新井田字要害 3 番地 1	0220-34-3502
	(23) 米山幼稚園	米山町中津山字清水 24 番地 1	0220-55-2612
(24) 南方幼稚園	南方町山成 95 番地 6	0220-58-2218	
4	農業委員会事務局	中田庁舎 2 階	0220-34-2317

<南方庁舎> 所在地：登米市南方町新高石浦 130 番地

	名 称	所在地	電話番号
1	市民生活部		
	(1) 市民生活課	南方庁舎 2 階	0220-58-2118
	(2) 環境課		0220-58-5553
	(3) 国保年金課		0220-58-2166
	(4) 健康推進課		0220-58-2116
2	福祉事務所		
	(1) 生活福祉課	南方庁舎 1 階	0220-58-5552
	(2) 長寿介護課		0220-58-5551
	(3) 子育て支援課	南方庁舎 1 階	0220-58-5562
		こども家庭センター	南方庁舎 2 階
	(4) 南方子育てサポートセンター	南方庁舎 1 階	0220-58-5558
	(5) 迫新田保育所	迫町新田字狼ノ欠 28 番地 5	0220-28-2070
	(6) 中田保育所	中田町上沼字大柳 116 番地	0220-34-2050
	(7) よねやまこども園	米山町西野字古館廻 56 番地 3	0220-55-3790
	(8) 豊里こども園	豊里町小口前 73 番地 1	0225-25-7545
	(9) 迫児童館	迫町佐沼字錦 108 番地	0220-22-2524
	(10) 登米児童館	登米町寺池日子待井 391 番地	0220-52-2246
	(11) 中田児童館	中田町石森字加賀野一丁目 17 番地 3	0220-35-2525
(12) 米山児童館	米山町西野字西小路裏 103 番地	0220-55-2313	
3	環境事業所		
	(1) 廃棄物対策課	豊里町笑沢 153 番地 22	0225-98-4372
	(2) クリーンセンター		0225-76-0102
	(3) 衛生センター		0225-98-9783

<上下水道部> 所在地：登米町寺池日子待井 381 番地 1（登米総合支所内）

	名 称	所在地	電話番号
1	上下水道部		
	(1) 経営総務課	業務係	0220-52-3311
		経営管理係	0220-52-3313
		出納管財係	0220-52-3314
	(2) 水道施設課	登米総合支所 1 階	0220-52-3312
(3) 下水道施設課	0220-52-3320		

<各総合支所／各教育事務所>

名 称	所在地	電話番号
迫総合支所	迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1 (迫庁舎 1 階)	0220-22-2213
迫教育事務所		0220-22-2262
登米総合支所	登米町寺池日子待井 381 番地 1	0220-52-2111
登米教育事務所		0220-52-5051
東和総合支所	東和町米川字六反 55 番地 1	0220-53-4111
東和教育事務所		0220-53-4115
中田総合支所	中田町上沼字西桜場 18 番地 (中田庁舎 1 階)	0220-34-2311
中田教育事務所		0220-34-2312
豊里総合支所／豊里教育事務所	豊里町小口前 80 番地	0225-76-4111
米山総合支所	米山町西野字的場 181 番地	0220-55-2111
米山教育事務所		0220-55-2113
石越総合支所／石越教育事務所	石越町南郷字愛宕 81 番地	0228-34-2111
南方総合支所	南方町新高石浦 130 番地 (南方庁舎 1 階)	0220-58-2112
南方教育事務所		0220-58-2880
津山総合支所／津山教育事務所	津山町柳津字本町 218 番地	0225-68-3112

<包括支援センター>

名 称	所在地	電話番号
迫地域包括支援センター	迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1 (迫総合支所内)	0220-22-1152
中田・石越地域包括支援センター	中田町上沼字西桜場 18 番地 (中田総合支所内)	0220-34-7611
	石越町南郷字愛宕 81 番地 (石越総合支所内)	0228-34-4151
東和・登米地域包括支援センター	東和町米川字六反 55 番地 1 (東和総合支所内)	0220-53-4811
	登米町寺池日子待井 381 番地 1 (登米総合支所内)	0220-52-5090
米山・南方地域包括支援センター	米山町西野字的場 181 番地 (米山総合支所内)	0220-29-5821
	南方町新高石浦 130 番地 (南方総合支所内)	0220-58-4311
津山・豊里地域包括支援センター	津山町柳津字本町 218 番地 (津山総合支所内)	0225-68-3780
	豊里町小口前 80 番地 (豊里総合支所内)	0225-76-4811

<消防本部・消防署> 所在地：迫町森字平柳 25 番地（消防防災センター）

	名 称	所在地	電話番号
1	消防本部		
	(1) 消防総務課	消防防災センター 2 階	0220-22-3119
	(2) 予防課	消防防災センター 2 階	0220-22-1900
	(3) 警防課	消防防災センター 2 階	0220-22-1901
	(4) 指令課	消防防災センター 2 階	0220-22-1902
2	消防署		
	(1) 消防署	消防防災センター 1 階	0220-22-2119
	(2) 東出張所	東和町錦織字小童子 93 番地 19	0220-53-3119
	(3) 西出張所	南方町堤田 38 番地	0220-58-2119
	(4) 南出張所	豊里町十丁田 1 番地 3	0225-76-4119
	(5) 北出張所	石越町南郷字愛宕 81 番地	0228-34-2119
	(6) 津山出張所	津山町柳津字谷木 195 番地 1	0225-68-3119

<医療局>

	名 称	所在地	電話番号
1	経営管理部		
	(1) 経営企画課	登米市民病院 1 階	0220-21-5030
	(2) 経営管理課	登米市民病院 1 階	0220-21-6888
2	病院・診療所		
	(1) 登米市民病院	迫町佐沼字下田中 25 番地	0220-22-5511
	(2) 登米市民病院事務局管理課	登米市民病院 1 階	0220-44-4795
	(3) 登米市民病院事務局医事課	登米市民病院 1 階	0220-22-5511
	(4) 米谷病院	東和町米谷字元町 200 番地	0220-42-2007
	(5) 豊里病院	豊里町土手下 74 番地 1	0225-76-2023
	(6) 上沼診療所	中田町上沼字新寺山下 59 番地 1	0220-34-2120
	(7) 豊里老人保健施設	豊里町土手下 104 番地 1	0225-76-5635
	(8) 登米市訪問看護ステーション豊里	豊里町土手下 67 番地 1 (豊里健康センター内)	0225-76-6210
(9) 登米市訪問看護ステーション米谷	米谷病院内	0220-42-2009	

<各公民館等>

名称	所在地	電話番号
迫公民館	迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1	0220-22-7324
森公民館	迫町森字西表 195 番地	0220-22-8387
北方公民館	迫町北方字富永 109 番地 2	0220-22-2149
新田公民館	迫町新田字小友 65 番地	0220-28-2037
登米公民館	登米町寺池日子待井 391 番地	0220-52-2316
米川公民館	東和町米川字四十田 25 番地 1	0220-53-4155
米谷公民館	東和町米谷字秣荷 75 番地	0220-53-2006
錦織公民館	東和町錦織字雷神山 15 番地 3	0220-53-3003
石森ふれあいセンター	中田町石森字茶畑 7 番地	0220-34-2341
宝江ふれあいセンター	中田町宝江黒沼字浦 38 番地 3	0220-34-2143
上沼ふれあいセンター	中田町上沼字弥勒寺大下 90 番地 1	0220-34-2002
浅水ふれあいセンター	中田町浅水字荒神堂 150 番地 2	0220-34-2008
豊里公民館	豊里町小口前 80 番地	0225-76-2237
米山公民館	米山町西野字的場 181 番地	0220-55-2426
中津山公民館	米山町中津山字清水 11 番地 54	0220-55-2533
吉田公民館	米山町字桜岡江浪 41 番地	0220-55-2124
石越公民館	石越町南郷字矢作 122 番地 2	0228-34-2036
南方公民館	南方町八の森 40 番地 1	0220-58-2167
東郷公民館	南方町本郷大嶽 37 番地	0220-58-4579
西郷公民館	南方町堤田 38 番地	0220-58-4556
津山公民館	津山町横山字本町 24 番地	0225-69-2234
とめ市民活動プラザ	迫町佐沼字西佐沼 70 番地	0220-21-5565

## 登米市協働キャラクター とめ丸



本冊子のデータは登米市ホームページに掲載しておりますので、  
ダウンロードしてご活用ください。

最新情報は市ホームページをご覧ください。

ご不明な点は市担当部署にお問い合わせください。

発行日 令和8年6月

発行 登米市まちづくり推進部市民協働課

住所 登米市迫町佐沼字中江二丁目6番地1

TEL 0220-22-2173